

## 富山市地域ふれあい活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という）第24条の規定に基づき、富山市地域ふれあい活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 市長は、地域コミュニティの活性化やボランティア活動を推進するため、新たな地域交流・多世代交流の場として、地域の子どもから高齢者まで誰もが参加できる食堂開設事業（以下「事業」という。）を実施する団体に対し、事業の立上げ・初期の運営に要する経費及び事業の立上げ初年度の運営に必要な経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1)町内会等の地域住民団体
- (2)ボランティア・NPO活動を行う組織・団体
- (3)その他市長が適当と認める団体

2 前項の補助対象団体は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1)代表者が明らかになっていること。
- (2)団体固有の預金通帳を有すること、その他団体の財産管理が明確になっていること。
- (3)次条に規定する補助対象事業について、補助金の交付申請を行う年度内に開始予定であること。
- (4)事業を1年以上継続して実施する見込みがあること。
- (5)反社会的勢力と関係していないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる活動を、原則として年間で12回以上実施し、計画的に運営する取組みとする。

- (1)子ども（18歳未満の者をいう。以下同じ。）を含めた地域住民を対象に、無料又は材料費の実費程度の定額により、栄養バランスのとれた食事の提供を行うこと。
- (2)前号の食事の提供に併せて、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の地域住民の交流活動を併せて行うこと。
- (3)食物資源を有効利用し、フードロス削減に取り組むこと。

2 補助金の交付は、前項の事業を行う箇所につき1回限りとする。

### (運営上の留意事項)

第5条 前条の取組みの実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 1回の活動ごとに責任者を1人配置し、食中毒予防、防災等に配慮すること。
- (2) 1回の活動につき、5世帯以上の子どもを含む地域住民（実施主体である団体等の構成員の3親等以内の親族を除く。）が利用するよう努めること。
- (3) 地域住民が幅広く参加できるように広報等を行い、実施主体である団体等の関係者等特定の地域住民しか参加できない運営を行わないこと。
- (4) 管轄する保健所の指導に基づき、所要の衛生管理を行うこと。
- (5) 設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者及び事業従事者の傷害保険に加入する等、安全確保に努めること。
- (6) 営利活動や宗教的活動を行わないこと。

#### （交付額の算定方法）

第6条 この補助金の交付額は、別表に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と、別表に定める補助基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### （交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市地域ふれあい活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) その他参考資料

#### （交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その適否を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、富山市地域ふれあい活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

#### （交付の条件）

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) この補助金の交付と補助対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(軽微な変更)

第10条 前条第1号ただし書の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業を廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費又は事業量の20%以上の変更をすること。

(状況報告等)

第11条 補助事業実施団体は、補助対象期間終了後5年間、市長が指定する日までに、事業の執行状況を富山市地域ふれあい活動支援事業状況報告書(様式第5号)により報告しなければならない。

- 2 前項の報告が完了する前に事業を廃止した場合、市長は、補助金の全額又は一部の返還を命ずることがある。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第12条 補助事業実施団体は、当該補助事業が完了したとき(事業を廃止したときを含む。)は、速やかに富山市地域ふれあい活動支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 精算額調書(様式第7号)
- (2) 事業実績書(様式第8号)
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 購入した物品等の写真
- (5) 事業の実施状況がわかる写真
- (6) その他参考資料

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、適正であると認めるときは、当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、補助事業実施団体に、富山市地域ふれあい活動支援事業補助金額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業実施団体の請求により補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業完了前に補助金の全部又は一部の概算払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第15条 規則第15条の規定により、市長は、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(補助金の返還)

第16条 市長は、第14条第2項の規定により概算払をしている場合、若しくは前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消し、変更した場合において、第13条の規定により確定した額を超える補助金が交付されているときは、超える部分について、補助事業実施団体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費及び補助基準額

項目	補助対象経費	補助基準額
立上げ経費 支援	事業の立上げ及び初期の運営に必要な次の経費 (事業主体が消費税課税事業者である場合は、経費のうち消費税仕入控除税額を除く。) ・調理器具購入費(炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、鍋等) ・家具購入費(テーブル、イス等) ・食器購入費(皿、コップ、箸、スプーン等) ・食品衛生責任者講習会の受講費用 ・広告宣伝費(チラシ作成費等) ・保険料 ・その他、事業の立上げ経費として、市長が必要と認めたもの。ただし、賃金、謝金、旅費、食材費等を除く。	1箇所当たり 200千円
初年度運営 費支援	事業の立上げ初年度の運営に必要な次の経費 (事業主体が消費税課税事業者である場合は、経費のうち消費税仕入控除税額を除く。) ・食材費及び光熱水費に要する経費 ただし、賃金、謝金、旅費を除く。	1箇所当たり 60千円

※補助対象経費については、当該事業に係る経費のみを対象とすることから、明確に区分しておくこと。